

街路事業事務必携

平成 17 年

監修 国土交通省都市・地域整備局街路課

して整備する場合等における都市計画との適合性の取扱いについては(4)を参照されたい

なお、補助事業により街路事業を実施中の箇所において、都市計画の変更が必要となり、変更の内容によっては、当初審査の前提条件が大幅に変わる事となる場合があることから、都市計画変更の必要が生じた場合は、変更手続きに入る前に計画変更の必要性及びその内容について、あらかじめ地方整備局等に説明することが望ましい。

(2) 事業の単位

事業認可を受ける事業の単位は、それだけで最小限の事業の効果が発揮されることが必要である。このことは法文上明記されていないが、実際に事業をスタートさせる以上当然のことである。せっかく事業化されても、行き止まりの道路になってしまうようなものでは、事業認可を受ける単位としてはふさわしくない。もっとも、予算的な制約や職員の組織体制による制約などから、事業効果を発揮しうる事業単位の認可がとれないというようなこともある。このような場合は、(3)の手続保留の制度を活用すべきである。

なお、交差点改良、バス停車帯の設置等で緊急度の特に高いもの又は事業効果の特に大きいものについては、事業の単位が小さなものであっても認可の対象とすることとしている。

(3) 手続の保留

手続の保留は、予算的な準備ができない場合や職員の組織体制が整っていない場合に行われる便宜的な手続であるから、手続保留を乱用することは慎まなければならない。事業効果の有無は、保留地を含めた事業地全体で判断されることとなる。また、手続保留をした場合、保留の前提条件を解消し、できるだけ早い時期に都道府県知事に対し手続開始の申立てを行う（土地収用法34条では3年以内）ようにすべきである。

街路事業事務必携

(平成17年版)

平成17年12月27日 印刷発行

定価 5,000円

(消費税込)

送料実費

監修 国土交通省都市・地域
整備局 街路課

編集 街路事業研究会

発行 社団法人 日本交通計画協会

東京都文京区本郷3-23-1

電話 東京(03)3816-1791(代)

印刷 勝美印刷株式会社

東京都文京区小石川1-3-7

電話 東京(03)3812-5201

本書は再生紙を使用しています。